

第4章 相互連携のハブとなる EHR 構築に関する推奨要件

2. 本市において連携・共有する情報項目

(1) 名寄せに用いる情報項目について

以下の項目をデータとして必ずシステム上保有してください。

氏名	性別	生年月日	郵便番号	住所	番地以下	被保険者	記号・番号
----	----	------	------	----	------	------	-------

注：自動名寄せが都市部での運用では有効ですが、被保険者記号・番号の変更や転居、あるいは双子児など、部分一致はするが完全一致とならないケースが起こりえます。そのため、万が一の取り違えを防止するために、完全な自動処理ではなく手動運用での名寄せも必要です。また、被保険者番号については桁数増加の対応も可能にすることが必要です。PHR との連携については、PHR サービスのログイン ID 等、EHR と PHR で共通的に保持し、本人を一意に特定できる項目を PHR サービス事業者と取り決めて、名寄せを行うことが必要です。

(2) 名寄せ以外の医療・介護情報について

救急搬送や災害といった用途を想定した場合に市内全域で共有すべき医療情報、市内全域で必ずしも共有する必要はないが、一定の診療圏域では共有すべき情報、あるいは特定地域でのコミュニケーション伝達にのみ用いる情報といったように、以下の通り圏域ごとに分類し、必ず共有することとします。

なお、本項目は最低限の共通ルールを示すものであるため、例えば広域で連携・共有する情報項目として、ある連携ネットワークではバイタルや画像情報も相互連携できる、と取り決めることは妨げません。

さらにこれらの情報項目については、厚生労働省標準規格に採択されたコードマスタ等を用いて登録し、医療機関ごとで異なる情報とならないよう留意することが必要です。(例：病名は、厚生労働省標準規格「HS005 ICD10 対応標準病名マスタ」を用いて登録する等)

①広域（本市全域）で連携・共有する情報項目

診療時に必要となる基本的な情報や緊急時（救急・災害）といった、地域に制限されず必要となる情報項目に限定します。

介護情報は一定の地域で共有されるべきものとするため、広域には含めません。

患者補足情報	アレルギー	禁忌薬		
医療基本情報	病名	処方	退院時サマリー	心電図

②一定の診療圏域で連携・共有する情報項目

紹介・逆紹介など、患者治療に必要となる主要な項目を連携・共有します。なお、この診療圏域は医療連携の実態にあわせた柔軟なものとする。

医療詳細情報	主訴	検査	注射	処置	手術	副作用	感染症
医療/介護情報	ADL	バイタル					
コミュニケーション	予約情報(検査・外来)			紹介	逆紹介	病床情報	

③地域・領域ごとに自由に共有する項目（一例）

限定された地域・領域内では、ニーズに応じて連携・共有する項目を設定できることとします。ここでは一例を紹介します。

医療情報関連	医用画像	診療録	レポート	連携パス	口腔外科連携
--------	------	-----	------	------	--------

介護情報	生活情報	介護記録	食事	訪問看護記録	口腔ケア
コミュニケーション	SNS テキスト&汎用画像			メール情報	

※各情報項目についての定義説明：医療機関で実際に使用されている情報を共有する必要性から、以下のように定めます。厚生労働省標準規格の「HS026 SS-MIX2 ストレージ仕様書および構築ガイドライン」[一般財団法人日本医療情報学会]と、いくつかの既存パッケージシステムで取り扱う項目を取り込んで、概要の範囲としています。したがって、SS-MIX2 仕様に含まれない情報項目も定義上記載しています。

情報項目名	概要
病名	主傷病名、既往歴、レセプト病名、ICD10、入外区分、開始終了日
処方	薬品名、薬品コメント、一回量、一日量、単位、用法、服用日数
検査	検査項目、検査結果値、単位、基準値下限、基準値上限、心電図等
注射	薬品名、用量、単位、手技、実施回数、注射時間、RP コメント
画像	撮影日、診療科、モダリティ、サムネイル、画像本体、総枚数
処置	処置日、処置行為、処置回数、薬品材料名、用量、単位
手術	手術日、手術病名、術式名、部位、体位、麻酔方法、麻酔薬、等
診療録	日付、診療記録種別、タイトル、内容
レポート	検査日、レポート種別、レポート報告日、内容
患者情報	アレルギー、禁忌薬、副作用、身体情報、要介護度、血液型、感染症、既往歴、手術歴、家族歴、入院歴、輸血歴、生活歴、担当医師履歴、担当看護師履歴、担当ケアマネ歴、利用施設歴、入退院時情報、被保険者番号、自施設患者番号

推奨要件

- 名寄せに用いる情報項目は必ずシステム上保有し、連携ネットワーク間で共有できること
- 名寄せに用いない情報項目は、連携ネットワークごとに保有するかどうか決定できるが、参照できる最低限の範囲は本ガイドラインの通り

【参考イメージ図】

